

琉球大学学術リポジトリ

沖縄放棄請求権（4条2-4項）

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 沖縄返還協定第4条2項, 米国土壌損害賠償請求委員会, 沖縄返還協定第4条3項, 米工兵隊在沖不動産部, 沖縄返還協定4条3項 キーワード (En): REVERSION TREATY EX GRATIA PAYMENTS 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43705 |

上
本
部
の
飛
行
場
等
の
田
五
分
支
出



DEPARTMENT OF THE ARMY
 JAPAN DISTRICT, CORPS OF ENGINEERS
 REAL ESTATE DIVISION, OKINAWA
 APO SAN FRANCISCO 96331

4年327

PQJRE-OP

19 February 1976

Mr. Osamu Oshima
 Director
 Liaison Department
 Okinawa Prefectural Government
 Naha, Okinawa

Dear Mr. Oshima:

You will recall that in my letter of 30 December 1975, I advised you that your letter requesting the continuous existence of Real Estate Division had been forwarded to our higher headquarters for appropriate action. In the same letter I also advised you that I had informed my superiors of your request that we now consider paying those landowners who had previously rejected our offer of 45 per cent payment under Article 4.3 of the Okinawa Reversion Agreement.

I am pleased to inform you that we have been authorized to process those claims which will be eligible for the 45 per cent payment and that Real Estate Division expects to be here until the remaining ex gratia claims are processed.

Sincerely yours,

John T. Sheehan
 JOHN T. SHEEHAN
 Chief, Real Estate Division



No. 1

| | |
|---|------------|
| 陸軍省 | |
| 日本管区工兵団 沖繩不動産部 | |
| PQJRE-OP | 1976年2月19日 |
| 沖繩県 渉外部長 | |
| 工兵 啓 | |
| 拝啓 | |
| 1975年12月30日付貴省の書に於いて不動産部の 存在を要するに貴省が申し出られた旨を他 (この)貴省の書に於いて、この旨を本官が 貴省に通知したことを記憶のこぼし申し上げます。 | |
| 沖繩返還協定第4.3条に於いて、貴省の45% 支給の申請を為すに於いて、地主に對する支給を 現時より考慮した上で、貴省の申請を本官に 報告したことを先般に貴省に通知した通りです。 | |
| 貴省の45%支給の申請資格のある申請を處理 するに於いて、この旨を貴省に通知した通りです。 貴省の申請を處理するに於いて、この旨を 貴省に通知した通りです。 | |
| 此致 | |
| JOHN T. SHEEHAN 不動産部長 | |

B5 23行

上本部飛行場、伊江島飛行場の一部、読谷飛行場の一部、泡瀬通信施設の一部の返還に伴う復元補償45%支払いの件

経過

1. 上本部飛行場は米軍が沖縄占領と同時に建設した。昭和20年8月15日の終戦手続には完成していないとのことである。伊江島飛行場、読谷飛行場及び泡瀬通信施設内の旧滑走路は旧日本軍が建設し、米軍が継続使用してきた。
2. 上本部飛行場は昭和46年6月30日付、伊江島飛行場の一部は昭和45年6月30日付、読谷飛行場の一部と泡瀬通信施設の一部は昭和45年7月10日付で、それぞれ高等弁務官布令第20号に基づく手続によって返還され、その上、同布令の定める手続に従って土地の復元補償請求書が復旧前不動産部に提出されたが未処理のまま復旧後に持ちこたれた。
3. 復旧後、昭和49年1月から3月にかけて、当該4施設について、不動産部の職員、県渉外部の

職員、軍用地地主会連合会の職員、市町村軍用地地主会の代表者及び市町村役場の職員のと若立会が現地の被害調査を実施した。その結果、一部分は沖縄返還協定第4条第2項又は第3項該当として認められたが、大部分(4施設で約4,000筆の土地)は昭和20年8月15日以前のいわゆる戦時被害であるといふことで、4条3項に該当しないといふことで却下された。却下の通知は不動産部の職員から市町村軍用地地主会の代表者に対し、口頭で行われ、代表者から若地主に口頭で伝達された。

4. 却下された約4,000筆の土地の補償請求を検討するため、沖縄返還協定放棄請求権等補償推進協議会の会議を用いて審議した結果、旧西原飛行場跡の場合、旧日本軍が建設し、終戦後米軍が拡張工事をして使用、昭和33年頃返還された。そして、米軍が拡張工事によって形質変更した部分については布令第60号(講和前補償)により補償されたが、終戦日以前の旧日本軍による分については却下された。ところが、地元西原村の地主から国に対しその却下された分について補償請求が出された。

昭和48年度に防犯施設等から補償金の支払が行われた。当該施設の戦争中の形質変更部分についても旧西原飛行場の場合と同様に補償されるべきであるとの結論に達し、それで昭和49年7月に放棄請求書の第1次請求分を入れ、国に対し補償請求をしておいた。

5. ところで、昭和50年3月に入り、不動産部の一職員から県の一職員に対し「却下した4000筆の土地について支払を考慮したい。100%支払というわけはないが45%程度なら支払う用意があるので、県で地主の意思を確認してもらいたい。」との口頭による依頼があった。この45%支払の理由について「不動産部において復元補償にあてる資金が残っているので、これをなんとかして4000筆の支払に当てたい。しかし、支払に当てるとしても布令第80号によって支払った補償の45%しかならぬが、それでも地主は受領する意思があるのかどうか、県の方で地主の意思を確認してもらいたい。」ということであると、主管課

長は職員からそのように連絡を受けた。
(注) 45%支払の理由については、不動産部からの公文書がなく、職員同士の口頭によるやりとりでなされているので、主管課長としては職員からの伝達事項を信頼して行動した。

6. 県渉外部は昭和50年3月末から4月にかけて、45%支払について、上記の理由を関係地主に説明してその受領の有無について意思の確認を行った。その結果、地主は「あくまで100%支払うべきであって45%だけ支払うというのは納得できない。45%を仮に受領すれば、受領書に「その他一切の権利を放棄する」との文言が入れられ、残る45%の支払が受けられなくなる^{なる}。それがあつたので、その点か明確でない以上、受け取るわけにはいかない」との意向であつたので、県渉外部からその旨を不動産部に連絡した。不動産部の方では、県渉外部からの連絡を受け、それを上部司令部に伝達したとのこ

とである。

7. 4施設に係る復元補償の45%の件については、放棄請求権の中の「土地の復元補償」の調査を担当することになっている沖縄南支庁の担当職員の間から「45%を米合衆国が支払いたいというものを拒否すると、これは向里戻である。もうへまものはもらって残った^{5%}の分だけ国に請求すべきではないか? 100%国に放棄請求権として補償せよということになると、将来必ず向里戻になるだろう」との点が指摘されてきた。

それで、県外務部はこの件で地主連合会とも協議し、もう一度不動産部と会って45%支払の真意を確かめようということになった。

8. それで昭和50年12月19日、大島県外務部長、神山基地外務課長、それに地主連合会の砂川事務局長が、シーハン不動産部長に会った。その話し合いの中で次のことが判明した。

(1) 現地調査の段階で、不動産部は、1945年8月15日以前の被害であり米合衆国に補償義務はないとして却下した。

(2) しかし現地調査の段階で地主の方から米軍による被害もあつた旨が主張されたので、却下した後ではあるが、一応上層司令部、国防省まであげて指示を仰いだ。その結果1945年8月15日以後も米軍は4施設について施設の維持をしてきた。それによる形質変更の被害があつたことも考えられる。また、8月15日以前の米軍による被害も考えられる。しかしこれを立証する資料が存りなかつて、全被害のうち約45%ぐらいは米軍による被害であると認め支払うこともよい。その被害はつたより4条3項と認めなければならぬ。たにももうねんよりは援助金という意味で「ヤッた方がよいだろう」ということである。そして、その支払の根拠として4条3項にひっかけて支払うというところである。

以上のことが45%支払いの理由として判明したわけである。

45%支払の理由がどうであれば、45%

の被害は米軍によるもので形式的にせよ45%
 の支払にということになり、残り55%の
 旧日米軍による被害とは別個のものとして別
 々の補償として請求できると言うことにな
 るので、そうであれば地主も十分納得
 したであろうと思う。そういう理由の45%
 であれば地主も受け取りと思うが、考え直
 し支払う用意が米合衆国側にあるかと
 不安なところ、シーハン部長の方から
 「45%のことについては、地主が拒否した
 旨を上級司令部に報告済みであるの
 で自分の権限では即答できない。県や
 地主連合会の要求を上級司令部にあげ
 ます。上級司令部から返答をまつてお
 答したい」とのことであった。

9. この件で不動産部のシーハン部長が先週
 (5/1日(月)の第2週目)に神奈川県座間の日本
 管区工兵団の司令部に行って交渉をおこな
 うである。
 昭和51年1月13日に在沖不動産部のシーハン部
 長を訪ねその経過を聞いた。
 同部長の説明は次のとおりである。

- (1) 先に県の大島渉外部長から要請された事項
 (不動産部の継続存置とみ施設の45%支払)
 についてキャンプ座間の工兵隊司令部、駐日米大
 使館に行つて説明し、~~査察~~検討し合つた。
 即ち45%支払を生かすことが出来るか、生かす
 とすればその処理にどの程度の期間がかかるか
 等について話し合つた。
- (2) 私の方からは、45%支払を生かした場合、
 その処理にあつて1年は要する旨を説明し、
 その場合には在沖不動産部の継続存置
 をするかどうか検討すべきである旨を述べた。
 また、在沖不動産部を任せないで処理する他
 の方法があるかと問われ、その利は例えは
 沖縄県に業務を委託する方法もあると答
 えた。
- (3) この問題はキャンプ座間と駐日米大使館
 の段階で結論を出せるものではないので、大
 島部長からの要請に対して、キャンプ座間の工兵隊
 司令部、駐日米大使館、在沖不動産部の三者
 がそれぞれ意見書を書き、ハワイの司令部に
 送付した。ハワイの司令部から更にワシントン
 の国防省へあけて結論を出し、沖縄県
 に決まる迄事はできる限り早目にしたい。

在沖不動産部の意見は先も申しのように
45の支社の事務を処理は1年はかかる。之
の場合には在沖不動産部の継続存置
を検討すべきであるということである。
以上以上のことは現段階コメントではない。

要望

本施設に係る土地の復元補償の45%
の支払の件については以上のとお説明しました
が、当該45%の支払が実現するよう、
当該45%の支払の業務及び4条1項に入つ
てい子4条3項等条の業務に当らせりたため
在沖不動産部の存置を実現するよう米
側への働きかけを重ねてお願いいたします。